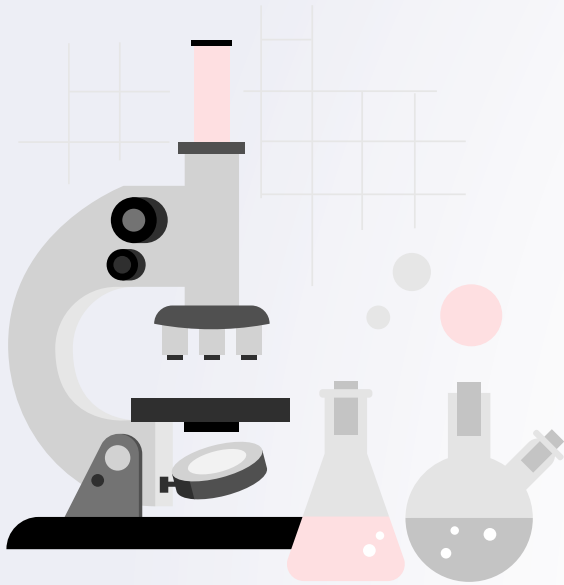




**本資料はあらゆる箇所で
簡易的表現を使用しているため
必ず出典に当たることをおすすめします。**

化学物質による労働災害防止セミナー

～ 労働基準監督署の指導事例から労災リスクの低減策を学ぶ ～

令和7年10月7日（火）

神奈川労働局 労働基準部 健康課

化学物質に対する新たな規制

- 概略
- GHS絵表示
- ラベル
- 化学物質管理者
- 保護具着用管理責任者
- 保護具



厚生労働省サイト

化学物質に対する新たな規制の概略

新たに何を
するのでしょうか？



1. 安衛則 関係

- ① 化学物質に関する **管理体制**強化
- ② **SDS等**について **情報伝達**強化
- ③ 化学物質ばく露を最小限にするための **自律的な管理**体制の整備
- ④ **衛生委員会**において
化学物質の**管理状況モニタリング**の強化
- ⑤ **教育**について **全業種**に拡大

2. 有機/鉛/四アルキル鉛/特化/粉じん則 関係

- ① 管理水準が一定以上での 個別規制の**適用除外**
- ② 作業環境測定結果が**第三管理区分**の場合の 環境**改善措置**強化
- ③ 作業環境管理等が適切な場合の 特殊**健康診断**の実施**頻度**の緩和

新たな規制について

**もう少し
詳しく
知りたいときは？**



通達



労働安全衛生規則等の改正（新たな化学物質規制の制度の導入）

令和4年5月31日付け基発0531第9号
「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」

化学物質を取り扱う際

▶ 危険性、有害性、取扱上の注意事項がわかります。

▶ GHS絵表示があれば意味を確認しましょう。

まず「ラベル」を確認



(製品の名称) △△△製品 ○○○○

(絵表示)



(注意喚起語)

危険

(危険有害性情報)

・ 引火性液体及び蒸気

・ 吸入すると有毒

(注意書き)

取扱い注意

(供給者の特定)

・ 火気厳禁

・ 防爆構造の器具を用いる

絵表示

絵表示の代表例は下のとおり、国際連合から勧告された、世界統一的なルールです。

どのような危険有害性があるか、製品のSDS（安全データシート）の項目を参照してください。

絵の意味を確認



GHS絵表示とその意味、主な対策



爆発物 など

- ✓ 高温、スパーク、火種を近づけない
- ✓ 火災の場合は退避



高圧ガス

- ✓ 日光から遮断し換気の良いところで保管



発がん性、その他の健康有害性がある物

- ✓ マスク、手袋、保護衣着用
- ✓ 換気すること



燃えやすい物

- ✓ 高温、スパーク、火種を近づけない
- ✓ 換気の良いところで保管



金属を腐食させる物 皮膚や眼を著しく損傷

- ✓ 他の容器に移し替えない
- ✓ 保護衣、手袋、眼鏡着用



眼や皮膚刺激、アレルギー性皮膚反応 など

- ✓ 気分が悪い時は医師に連絡
- ✓ 保護具を着用



より燃えやすくする物

- ✓ 燃える物から遠ざける
- ✓ 隔離して保管



体に入ると生命の危険

- ✓ 換気の良いところで使用
- ✓ マスク、手袋、保護衣着用
- ✓ 施錠して保管



水生生物に非常に強い毒性（環境有害性）

- ✓ 環境への放出を避ける

ばく露の経路への対策

▶ 化学物質による健康障害防止には、
いろいろな経路から侵入する

「化学物質を体内に取り込まないこと」
が大切です。

- ① 作業場の空気中に拡散した
ガスや蒸気、粒子状の物質（粉じんなど）を吸い込まない。
- ② 化学物質が、皮膚を通して吸収されないようにする。
- ③ 化学物質が付着した手・マスク等が、口元に触れないようにする。
（煙草を吸う時の所作にも注意）

保護具はきれいなもの、
穴の空いていないものを
使いましょう



化学物質管理者

リスクアセスメント対象物を
製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、
「化学物質管理者」の選任が必要です



選任要件：
化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の 製造事業場	専門的講習の修了者
リスクアセスメント対象物の 製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講推奨)

保護具着用管理責任者

リスクアセスメント結果に基づき、
労働者に保護具を使用させる事業場では
「保護具着用管理責任者」
の選任が必要です。

選任要件

○保護具について一定の経験及び知識を有する者
(令和4年5月31日付け基発0531第9号通達)

- ・ 化学物質管理専門家
- ・ 作業環境管理専門家
- ・ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ・ 第1種衛生管理者、衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・ 作業主任者の資格を有する者
- ・ 安全衛生推進者
- ・ 保護具の管理に関する教育を受講した者 など

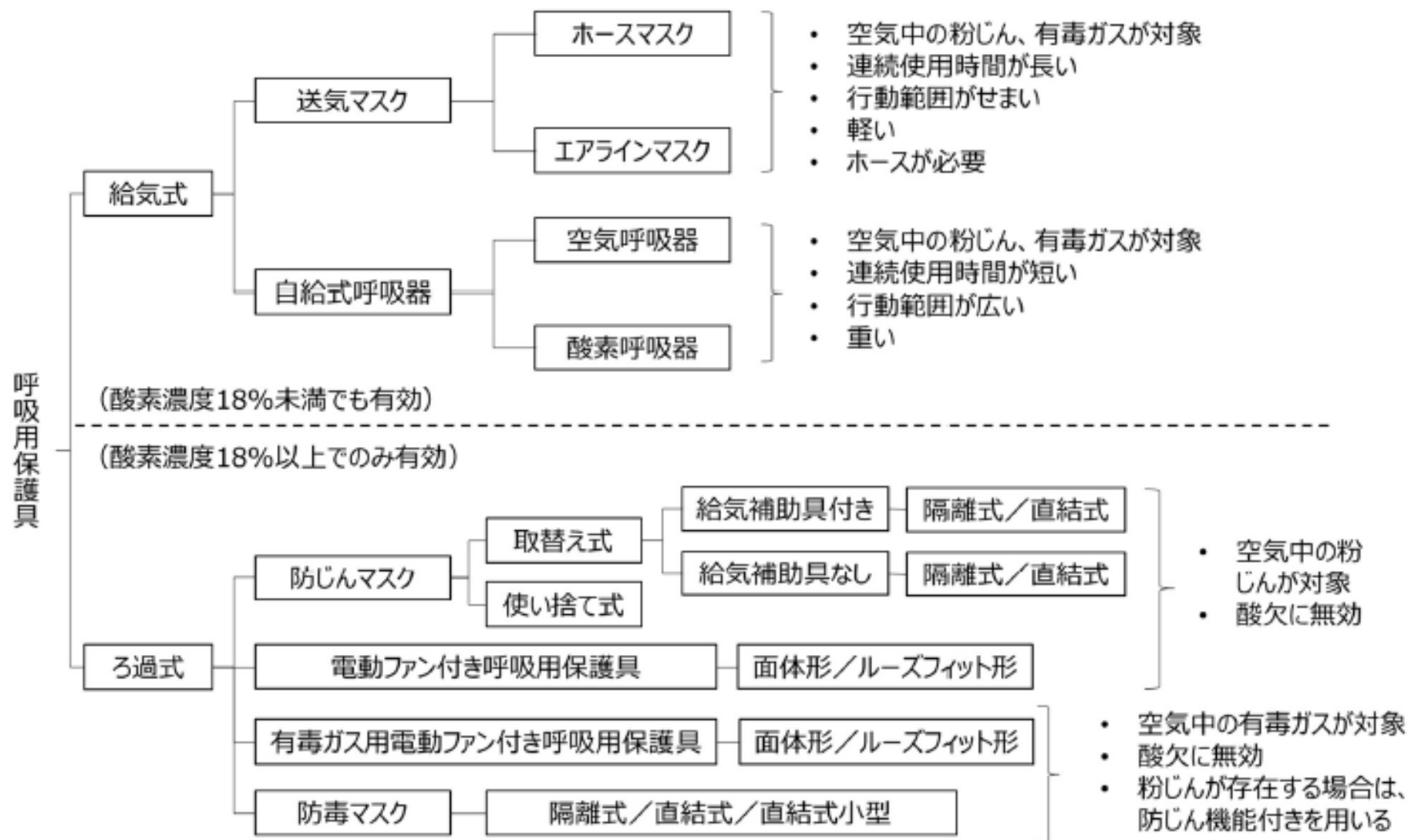


保護具選定で 考慮すべき点（一例）

- ①使用する化学物質
気化のしやすさ（揮発性）、有害性の程度 等
- ②取り扱う製品の性状
固体/液体/気体、希釈状態 等
- ③作業場の環境
温度、風速 等
- ④作業内容
噴霧・加熱の有無、飛沫の飛散、直接接触する可能性 等
- ⑤保護具メーカーからの情報 等



呼吸用保護具



(出典) 労働衛生のしおり平成 3 年度版を基に作成

皮膚障害等防止用保護具

- 皮膚等障害化学物質には、
- 皮膚刺激性有害物質（①）
 - 皮膚吸収性有害物質（②）
- が存在します。

なお、
皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく
不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は
下図のとおりです。

不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト



特別規則 対象物質	①皮膚刺激性有害物質 744物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
--------------	---------------------	---------------	---------------------

従来通り保護具
着用の義務あり。

皮膚等障害化学物質 1,064物質
今般新たに保護具着用が義務化。

皮膚刺激性/吸収性とは

①皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが
明らかな化学物質

→局所影響（化学熱傷、接触性皮膚炎など）

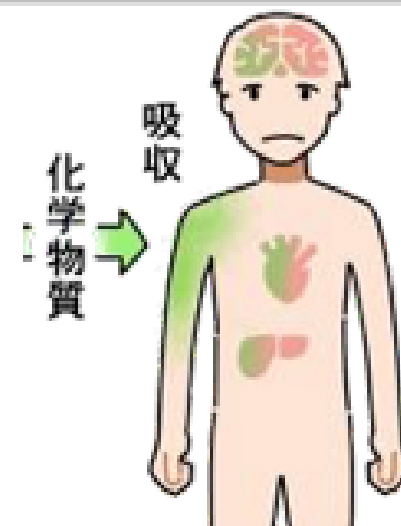


②皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、
健康障害のおそれがあることが明らかな化学物質

→全身影響

（意識障害、各種臓器疾患、発がんなど）



具体的な保護具

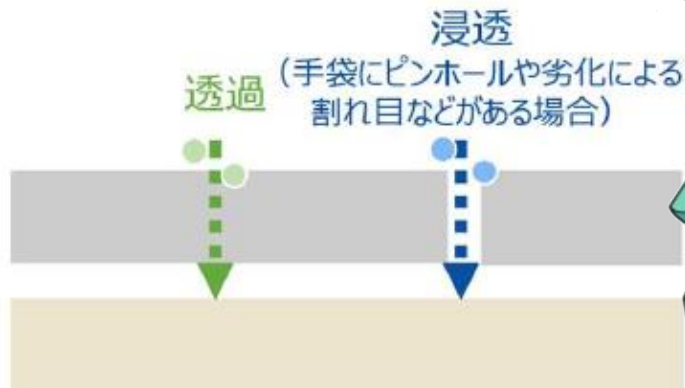
一般作業用手袋（軍手）

化学物質が手袋の**材質への染み込み**や**編み目**を通過することにより、容易に皮膚へ到達してしまう



化学防護手袋

化学物質への**耐性**があることや**材料間に隙間がない**ことから、一定時間透過・浸透を防ぐことができる



皮膚障害等防止用保護具は
安全衛生規則第594条の2において
皮膚等障害化学物質等に対して着用しなければならない
不浸透性の保護衣・保護手袋・履物・保護眼鏡等
の保護具を指します。

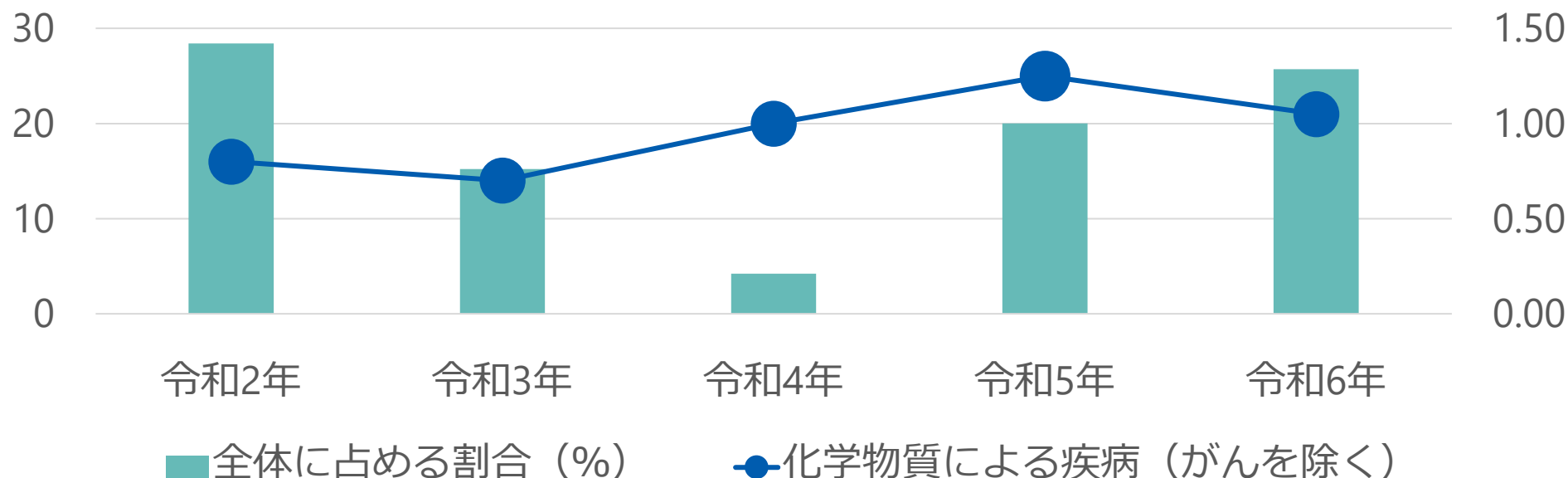
（出典） 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(厚生労働省サイト)

労働災害

- 発生状況
- 事例：塩素ガス
- 事例：有機溶剤

業務上疾病発生状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
化学物質による疾病 (がんを除く) [人]	16	14	20	25	21
全体（疾病） [人]	1,126	1,840	9,507	2,497	1,634
全体に占める割合[%]	1.42	0.76	0.21	1.00	1.29

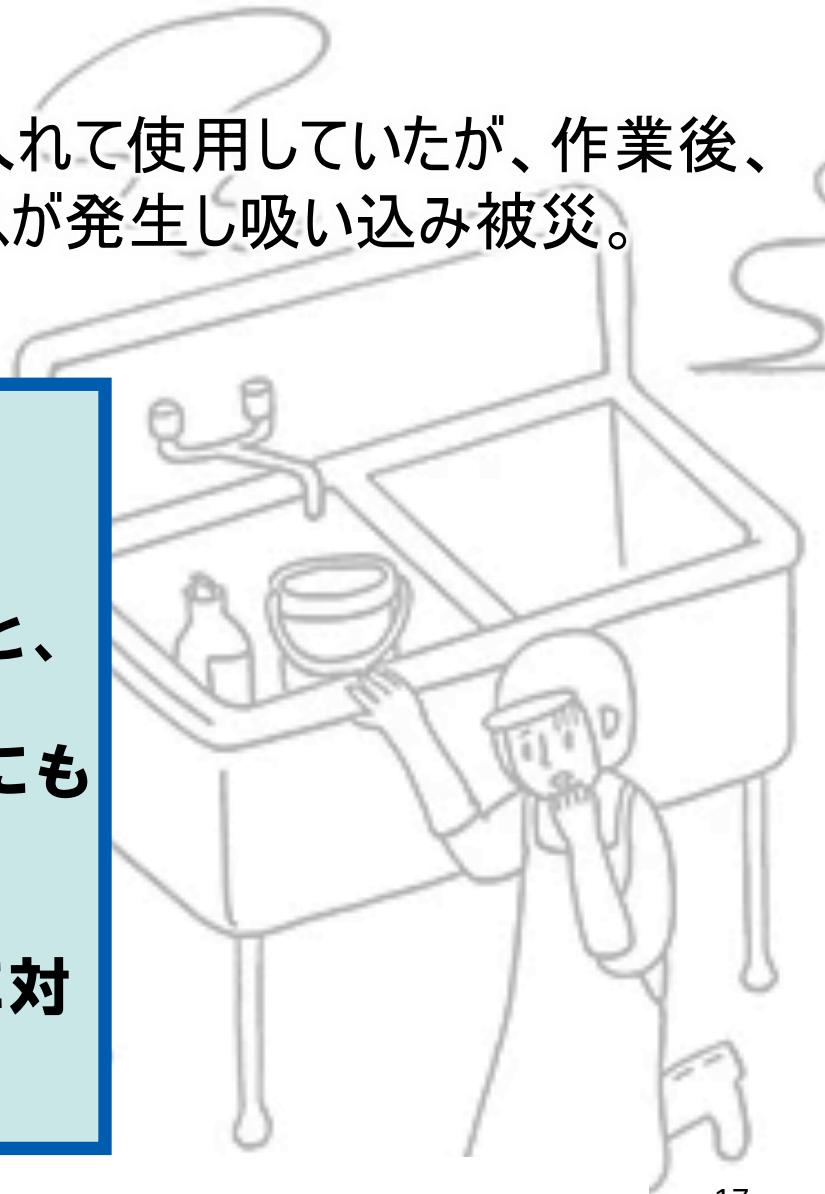


災害事例1：塩素ガスの発生

野菜洗浄室で清掃中、
漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム含有）をバケツに入れて使用していたが、作業後、
洗浄剤（塩酸含有）容器に誤って投入、塩素ガスが発生し吸い込み被災。

Point

- ・ 次亜塩素酸ナトリウム：アルカリ性
- ・ 塩酸：酸性、特定化学物質第三類
- ・ アルカリ性と酸性の化学物質を混ぜると、化学反応する。
- ・ 上記化学物質は、多くの家庭用洗剤等にも使用されている。
- ・ 塩素：特定化学物質第二類
- ・ いずれも「皮膚腐食性/刺激性」「眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性」が区分1



災害事例2：有機溶剤にばく露

インクジェットプリンターのヘッドを、
イソプロピルアルコール(以下、IPA)で洗浄中、
誤ってIPAの入った容器を倒し、床にこぼれたIPAを保護具を使用せず拭き取り中、
吐き気が生じ、その後IPA中毒と診断された。

Point

- IPA：第二種有機溶剤
- 一般に、有機溶剤は揮発性が高く、
また皮膚等から吸収されやすい。
- 上記化学物質は、
いわゆるシンナー系の家庭用溶剤にも
広く使用されている。
- 有機則の適用であり、
原則として換気手段を前提とした
「ばく露しない」対策が必要。
保護具のみでの使用は適当ではない。



通達

R4.5.31基発0531第9号

労働安全衛生規則等の一部を改正する 省令等の施行について

- 記の第1の1 改正の趣旨
- 記の第1の2 改正省令の概要



従来の化学物質をめぐる状況



国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類
その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。
化学物質による労働災害(がんなどの遅発性疾患は除く。)で
法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める。
また、オルトートルイジンによる膀胱がん事案、MOCAによる膀胱がん事案等
化学物質等による重大な職業性疾患も後を絶たない。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)により、
全ての危険性・有害性のある化学物質について、
ラベル表示や安全データシート(SDS)交付を行うことが国際ルール。

(出典)職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

Point

**法令規制外の化学物質
起因の労働災害が多い**

これからの化学物質管理（法令）

改正省令

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令
（令和4年厚生労働省令第91号）

改正告示

化学物質等の危険性又は有害性等の
表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する件
（令和4年厚生労働省告示第190号）

公布日：R4.5.31

施行：公布日、R5.4.1、R6.4.1

通達

R4.5.31基発0531第9号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の
施行について



Point

今後「自律的な管理」へ

これからの化学物質管理（概要）

主眼

特別則による規制の対象となっていない物質への対策の強化

前提

国によるばく露の上限となる基準等の制定

危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充

事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメント(RA)の結果に基づき、
国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入

Point

**事業者は、RAの結果に基づき
化学物質の措置**



Point

RA対象物あり▶ [化]選任

RA対象物を製造/取扱う事業場

職務: 化学物質の管理 に係る 技術的事項の管理

資格要件: 厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者等

RA対象物を譲渡/提供する事業場

職務: ラベル表示・SDS等による通知等並びに教育管理 に係る 技術的事項の管理



共通事項

- ・ 選任は、選任すべき事由が発生した日から14日以内
- ・ 事業者は、[化]に必要な権限を与えること
- ・ [化]の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示等で周知

保護具の選択、保守管理等の担当者

- [化]を選任し、RAの結果に基づく措置として、保護具を使用させるときに選任
- 選任は、選任すべき事由が発生した日から14日以内
- 事業者は、[保]に必要な権限を与えること
- [保]の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示等で周知

Point

[化] 選任後

- ▶ **RA結果で保護具必要**
- ▶ **[保] 選任**



雇入れ時等の教育拡充 2(1)ウ

省略規程を削除したので、以下が必須。(太字は、改正前に業種により省略があったもの。)

- 一 **機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。**
- 二 **安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。**
- 三 **作業手順に関すること。**
- 四 **作業開始時の点検に関すること。**
- 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 六 整理、整頓とん及び清潔の保持に関すること。
- 七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

Point

**雇入れ時等の教育項目は
業種によらない**



化学物質の情報伝達(ア)

相手方の承諾を要件とせず

- ・ 電子メールの送信
- ・ 通知事項が記載されたホームページのアドレス(二次元コード等の代替含む)を伝達し閲覧を求めること等による方法新たに認めた。

Point

- ・ 電子メール送信
- ・ 通知内容記載アドレス伝達
で、SDS等通知可



「人体に及ぼす作用」の記載 2(2)イ

化学物質の情報伝達(イ)

- ① 定期確認直近の確認を行った日から起算して5年以内ごとに1回、記載内容の変更要否を確認。
- ② 変更を行う必要があると認めるときは、当該確認をした日から1年以内に変更。
- ③ また、変更を行ったときは、当該通知を行った相手方に対して、適切な時期に、変更内容を通知。

義務： 通知対象物（法第57条第1項）

努力義務： 特定危険有害化学物質（則第24条の15）

Point

**「人体に及ぼす作用」は
5年ごと内容変更要否を確認**



化学物質の情報伝達(ウ)

- ① 「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加。
- ② 「成分の含有量」について、重量%を通知。



Point

- ① 「**想定用途・使用上の注意**」
- ② 「**成分の含有量**」に**重量%**
を通知内容に追加。

化学物質の情報伝達(Ⅰ)

- 製造許可物質
 - ラベル表示対象物
- を、ラベル表示のない容器に入れ/包装して保管する ときは

- 容器/包装への表示
 - 文書の交付
- 他の方法により、

- 名称
- 人体に及ぼす作用の明示必要。

Point

- **名称**
- **人体に及ぼす作用の保管時の明示必須**



RAに基づく自律的管理(ア)

- ① RA実施時、RA対象物の名称等の事項について、記録を作成
- ② 次にRA実施までの期間(RAを行った日から起算し3年以内に次のRA実施時は、3年間)保存
- ③ 製造/取り扱う業務に従事する労働者に周知

Point

PDCA



①記録作成
②記録保存
③労働者への周知
が、RA実施に伴う

RAに基づく自律的管理(イ)

- ① 監督署は、化学物質による労働災害が発生した事業場等へ化学物質管理が適切でない疑いがあるとき、改善指示できる。
- ② 改善指示を受けたら、化学物質管理専門家から助言を受ける必要あり。
- ③ 化学物質管理専門家は、助言を、書面で通知(3')する必要がある。
- ④ 事業者は通知受理後、1月以内に、改善計画(4')を作成し改善実施。
- ⑤ 上記計画は監督署へ提出。
- ⑥ 事業者は、改善記録(6')を作成。3' 4' 6' を3年間保存。



Point

自律的管理が適切ではない

**▶化学物質管理専門家の関与を
要する改善指示がなされる**



RAに基づく自律的管理(ウ)

- ① RA対象物へのばく露を、代替措置等により最小限度にすること。
- ② RA対象物で対象となるものは、ばく露の程度を濃度基準値以下とすること。
- ③ RA結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、健康診断の実施が必要な場合に行い、その結果に基づき必要な措置が必要。また、濃度基準値を超えてRA対象物にばく露したおそれがあるときは、速やかに、健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置が必要。
上記のRA対象物健康診断の記録は保存及び受信労働者への通知が必要。
- ④ 上記ばく露低減措置の内容、ばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成、保存が必要。
- ⑤ RA対象物以外の物質にばく露される程度を最小限とするよう努めること。

Point

化学物質ばく露を最小限に

- ・ 義務：RA対象物▶必要なら健診
- ・ 努力義務：RA対象物以外

RAに基づく自律的管理(Ⅰ)

- ① 皮膚等障害化学物質等を製造/取り扱う業務(法規定等の対象除く)の際、適切な保護具を使用させること。
- ② 化学物質等(健康障害のおそれがないものを除く)を製造/取り扱う業務(法規定等の対象除く)の際、適切な保護具を使用させることに努めなければならない。

Point

「皮膚腐食性…」
「眼に対する重篤な損傷性…」
「呼吸器感作性…」
の区分をSDSで確認



衛生委員会の付議事項追加 2(4)



次の①②の措置、③の実施に関する付議事項を追加。

- ① RA対象物へのばく露を、代替措置等により最小限度にすること。
- ② RA対象物で対象となるものは、ばく露の程度を濃度基準値以下とすること。
- ③ RA結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、健康診断の実施が必要な場合に行い、その結果に基づき必要な措置が必要。
また、濃度基準値を超えてRA対象物にばく露したおそれがあるときは、速やかに、健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置が必要。
上記のRA対象物健康診断の記録は保存・受診者への通知が必要。

Point

- **RA対象物ばく露低減措置**
- **必要時のRA対象物健診実施が、衛生委員会の審議で必要**

がん発生把握のための報告 2(5)

化学物質等を製造/取り扱う業務を行う 事業場で、

1年以内に2人以上 同種のがんへの罹患を把握したとき、
業務起因かどうかを遅滞なく、 医師の意見を聴くこと。

医師が、業務起因と疑われると判断したときは、
遅滞なく、労働局に報告。



Point

2人/年以上、がん罹患把握

▶ **業務起因か、医師へ意見聴取**

▶ **疑われれば労働局へ報告**

管理水準一定以上の法令適用除外 2(6)

1. 特化則等 は、専属の化学物質管理専門家配置 等の一定の要件を満たすことを 労働局長が認定した事業場は、規制対象物質を 製造/取り扱う業務等について、適用しない。(健康診断・呼吸用保護具に係る規定を除く。)
2. 適用除外の認定には、申請が必要。
3. 認定は、3年。
4. 認定事業場は、1.の要件を満たさなくなったら報告が必要。
5. 労働局は1.要件を満たさない等での認定取り消しができる。



Point

**特別規則の関係の化学物質には
認定により、健診・保護具以外の
適用除外がある。**

作業環境測定で第三管理区分のとき 2(7)ア

特化則等に基づく 作業環境測定結果の評価の結果、
第三管理区分に区分された場所について、

- ① 作業環境の改善の可否・改善が可能な場合の改善措置について、
事業場に属さない 作業環境管理専門家[作] の意見を聴くこと。
- ② 作業環境管理専門家が
改善が可能と判断した場合、
作業環境を改善するために
必要な措置を講じ、
当該場所における
対象物質の濃度を測定し、
その結果の評価を行うこと。



Point

第三管理区分

- ▶ [作] へ意見聴取
- ▶ 措置し濃度測定
- ▶ 結果の評価

[作]が改善困難と判断 2(7)イ

- [作]が作業環境の改善は困難と判断
- 措置後測定の評価の結果、なお第三管理区分の場合、

- ① 個人サンプリング測定等で対象物質の濃度測定を行い、有効な呼吸用保護具を使用させる。また呼吸用保護具の着用を確認し、記録し、3年間保存。請け負わせる場合は、呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知。
- ② 保護具着用管理責任者の選任。
- ③ [作]のの意見の概要・事後措置・評価結果を労働者に周知。
- ④ 上記措置状況を監督署へ報告。



Point

作業環境が改善しない

▶測定▶呼吸用保護具着用

第三管理区分である間の措置 2(7)ウ

作業環境測定結果の評価の結果、
第三管理区分に区分された場所について、
第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまで

- ① 個人サンプリング測定等で濃度測定を行い、
有効な呼吸用保護具を使用させる。
また呼吸用保護具の着用を確認し、記録し、3年間保存。
請け負わせる場合、呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知。
- ② 6月以内ごとに1回、定期に、
個人サンプリング測定等により濃度測定し、
有効な呼吸用保護具を使用させる。

Point

第一管理区分 / 第二管理区分 になるまで、呼吸用保護具必須



記録、保存 2(7)エ

- ・ [作]が作業環境の改善は困難と判断した場合
- ・ 措置後測定の評価の結果、なお第三管理区分
- ・ 第三管理区分である間の措置

での個人サンプリング測定等を行ったときは、
その都度、結果及び評価の結果を記録し、次により保存。

- ・ 粉じん: 7年間
- ・ クロム酸等: 30年間
- ・ それ以外: 3年間

Point

第三管理区分

▶ 関係する測定等
記録・保存必須



適切な場合の特殊健診頻度緩和 2(8)

- ① 直近3回の作業環境測定の評価結果が第一管理区分
 - ② 直近3回の健診の結果、新たな異常所見がない
 - ③ 直近の健診実施後、軽微なものを除き作業方法の変更がない
- ならば、特殊健康診断の実施頻度を1年以内ごとに1回に緩和することができる。
ただし、危険有害性が特に高い製造禁止物質/特別管理物質の
特殊健診実施は、特化則第39条第4項の実施頻度の緩和の対象とはならない。

Point

- ① 直近3回で第一管理区分
 - ② 直近3回で異常所見なし
 - ③ 作業方法変更なし
- ▶ 特殊健診1年ごとでも可



各種サービス (情報・相談・補助金)

- 職場のあんぜんサイト（厚生労働省）
- ケミガイド（厚生労働省）
- ケミサポ（労働安全衛生総合研究所）
- 相談窓口（テクノヒル）
- SDS電子化補助金（中災防）

4

職場のあんぜんサイト

＼職場の安全を応援する情報発信サイト／

職場のあんぜんサイト

▶ HOME ▶ お問い合わせ ▶ サイトマップ

検索



労働災害統計



労働災害事例



各種教材・ツール



化学物質

化学物質のトップへ

- 安衛法名称公表化学物質等
- GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報
- GHS対応モデルラベル作成法
- 化学物質による災害事例集
- 化学物質のリスクアセスメント実施支援
- その他の情報はこちら
(化学物質のトップへ)

- [Materiales educativos y otras herramientas \(スペイン語\)](#)
- [Materiais e Ferramentas de Aprendizagem \(ポルトガル語\)](#)
- [각종 교재 · 도구 \(韓国語\)](#)



働く人

家族

企業

みんなが元気になる職場を創りましょう。



ケミガイド



職場の化学物質管理の道しるべ

ケミガイド

▼お知らせ ▼背景 ▼主な労災事例 ▼ケミサポのご紹介 ▼お問合せ ▼動画で知る ▼資料で知る





職場で使う「消毒液」も



換気をせずにトイレ清掃中に洗剤を使ってフッ化水素中毒に



化学物質を用いた「洗淨、清掃、漂白」も



美容院で使う「毛染め剤」も



職場で使う「消毒液」も



美容院で毛染め剤を素手で使って皮膚にかぶれ



職場で使う「消毒液」も

令和6年4月から、職場で使う身近な商品や製品にも化学物質管理が必要になります。

職場で使っている「化学製品」 管理の準備すすめてますか？

30秒動画編

「ケミガイド」ご案内します

でも、安心してね！

施設の壁清掃に原液のままカビ取り用洗剤を使って呼吸困難に

印刷会社の「染色剤」も

職場で使う「カビ取り用洗剤」も

職場の「塗料」も

職場で使う「さび止め」も

建設現場の「接着剤」も

飲食店の「漂白剤」も

工業用の「接着剤」も

殺虫剤が散布作業中に不十分な保護具で体に付着し有機リン中毒に

お知らせ

- 2025/6/27 《厚生労働省》
第2回化学物質管理強調月間スローガン募集を始めました。 [ご応募はこちらから](#)
- 2025/3/26 《厚生労働省》
「動画で知る」「資料で知る」にコンテンツを追加しました
- 2025/2/13 《厚生労働省》
「化学物質の自律的管理～ビルメンテナンス・清掃業界、外食業界及びホテル・旅館業等第三次産業における洗剤等



職場の化学物質管理総合サイト ケミサポ



化学物質への理解を高め、自律的な管理を基本とする仕組みへ



リスクアセスメント対象物を
CAS登録番号(CAS RN[®])で調べる

検索

事業者が実施すること

- ① リスクアセスメント対象物(R8.4.1までの指定分)の② CAS登録番号(CAS RN[®])による簡易検索ができます。
- ただし、CAS RN[®]は法律では規定されていないため、この簡易検索では厚生労働省が公表している番号のみを検索対象としています。
- 簡易検索で該当しなかった場合には、[リスクアセスメント対象物一覧リスト](#)で化合物群、異性体、塩類など、CAS RN[®]が掲載されていない物質への該当性を物質名称で確認してください。



相談窓口

無料

中小規模事業場のみなさまへ

労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の相談窓口

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

開設期間 令和7年5月19日～令和8年3月18日まで

受付時間 月～金 10:00～17:00

(12:00～13:00を除く / 土日祝日、国民の休日、年末年始を除く)

☎ 050-5577-4862



テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。

テクノヒル 相談窓口

検索

と検索ください。



SDS電子化補助金

申請期間：令和7年8月1日～令和7年11月30日

令和7年度

※補助金の執行状況等を踏まえ早期に終了又は延長することがあり得ます。

SDS電子化 補助金

厚生労働省が公表した標準フォーマット形式による危険性・
有害性情報等(SDS)の出入力機能を有するシステムを
導入するための経費について、補助金が交付されます！

対象者

中小企業基本法における中小企業者



ご視聴おつかれさまでした。



「たしかめたん」は労働基準局の広報キャラクターです。